

※個人番号カードの交付申請をされている場合は、転入後に再申請する必要があります。

## 笠岡市から転出される方へ

### 新しい住所地での転入手続きについて

新住所に住み始めた日から「14日以内」に、新住所地の市区町村役場で転入の手続きをしてください。（正当な理由がなく届出をしない場合、法律により過料に処せられることがありますのでご注意ください。）

#### 転入届に必要なもの（詳しくは新住所地へご確認ください）

○転出証明書

※個人番号カードを利用した転出をされた方は個人番号カードが転出証明書の代わりとなります。

○本人確認書類

運転免許証、旅券、保険証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明書 等

○個人番号カード（暗証番号を入力します）

※代理の方が手続きをされる場合は新住所地役場へご相談ください。

#### 1. 転出証明書の転出（予定）日以降は、笠岡市に住所がないものとして取り扱うようになります

住民票の写し・印鑑登録証明書は転出証明書に記載された転出予定日の前日まで交付可能ですが、その際は必ず転出証明書、印鑑登録証（かさおかカード）及び本人確認書類をお持ちください。

※転出（予定）日前でも、コンビニエンスストアでは、個人番号カードを使っただけの証明書の交付が受けられない場合があります。

#### 2. 転出を取りやめた場合

転出証明書と本人確認書類をお持ちのうえ、速やかに笠岡市役所市民課で転出取消の手続きをしてください。転出予定日を過ぎた場合には、引き続き居住している事実が確認できる書類が必要になりますので、必ず事前にご連絡ください。

#### 3. 国外へ転出された方が帰国または再入国して転入の届出をする場合

日本人の方・・・旅券、年金手帳等をお持ちのうえ、新しい住所地で転入の届出をしてください。※戸籍謄（抄）本、戸籍の附票が必要になる場合があります。

外国人の方・・・在留カードまたは、特別永住者証明書（在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書）をお持ちのうえ、新しい住所地で転入の届出をしてください。※世帯主との続柄を証明する書類が必要になる場合があります。

#### 4. 転出証明書を紛失したときは、再交付を申し出てください

##### 《問合せ先》

〒714-8601

岡山県笠岡市中央町1番地の1

笠岡市役所 市民課

Tel 0865-69-2128（直通）

Fax 0865-69-2181（直通）

その他の手続きについては裏面をご覧ください。

手続の種類	笠岡市での手続	新住所地での手続	笠岡市の担当課
個人番号カード 住民基本台帳カード	手続は不要です。	券面の住所変更手続き及び継続利用の手続きが必要です。暗証番号の入力が必要です。転入手続きの際にお持ちください。	市民課 住民記録係 69-2128
印鑑登録	転出（予定日）をもって廃止されますので、印鑑登録証（かさおかカード）をお返してください。	新たに印鑑登録の手続きが必要です。	
児童手当	受給消滅の手続きをしてください。新住所地での手続用に「所得証明書」をお取りいただく場合があります。	新たに児童手当認定請求の手続きをしてください。	
国民年金	国民年金加入中で海外に転出される方は、国民年金の任意加入または喪失手続きをしてください。	手続は不要です。	
国民健康保険	保険証をお返してください。笠岡市の国保加入者が進学のため転出するとき、学生用の被保険者証を交付することができます。詳しくは国保年金係にお問い合わせください。	新たに加入手続きが必要です。	市民課 国保年金係 69-2130
後期高齢者 医療被保険者証	担当課で手続きをし、保険証をお返してください。	新たに手続きが必要です。新住所地が県外の方は負担区分等証明書をお持ちください。	
各種医療費公費 負担受給者証	受給者証をお返してください。	新たに手続きが必要です。住所地により制度が異なりますので詳しくは新住所地の役場へお問い合わせください。	
介護保険被保険者証	認定（要支援・要介護）を受けている方は「介護保険受給資格証明書」の交付を受けてください。	要介護（要支援）認定を受けている方は新たに手続きが必要です。「介護保険受給資格証明書」を提出してください。	長寿支援課 69-2139
公立小・中学校	現在の学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。	教育委員会にお問い合わせください。「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちください。	教育委員会 学校教育課 69-2152
水道	上下水道に接続している方で使わなくなる方は、廃止手続きを印鑑を持参して上下水道部で行ってください。	新住所地でお問い合わせください。	水道課 63-0702
児童扶養手当	子育て支援課で転出届の手続きをし、証明書をお返してください。	新住所地でお問い合わせください。	子育て支援課 69-2132
市営住宅	市営住宅にお住まいの方は市営住宅同居者異動届の提出が必要です。	新住所地でお問い合わせください。	
空き家の管理	笠岡市に所有する建物が空き家となる方におかれましては、今後とも所有者としての適正な維持管理をお願いします。 ※「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「笠岡市空き家等の適正管理に関する条例」において所有者の責務として定められています。		都市計画課 69-2140